

令和7年(ワ)第561号 損害賠償等請求事件

原告 エンブレム札幌清田管理組合

被告 日本システム企画株式会社

被告第4準備書面

令和7年10月29日

札幌地方裁判所 民事第3部 3係 御中

被告 訴訟代理人弁護士 藤原大 吾

同 吉野高

頭書事件について、原告の令和7年8月28日付け「準備書面1」（以下、「本件原告準備書面1」という）に対する被告の認否、及び主張等は、下記のとおりである。（従前の書面で用いた略語は、本書でも同様に用いる。）

記

第1 本件原告準備書面1に対する認否

1 同「第2 被告第1準備書面「第2 被告の主張」に対する反論」における原告の主張について

(1) 同1「1 パイプテクターに赤錆防止・配管更生効果があること」

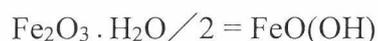
ア 同(2)「(2) 「パイプテクターの赤錆防止効果」に対して」

(ア) 同アについて

否認、ないし争う。

原告は、「赤錆は単一の $\text{FeO}(\text{OH})$ の化学式だけでは表せない複雑な化合物であり、被告が主張する単純化された反応式だけでパイプテクターの効果を立証する助けにもならない(甲10の4頁、1.1.1)。」などと主張する。

しかし、大気中の赤錆は単純に Fe_2O_3 で表される。また、配管内は水が満たされているので赤錆は水和しており、化学式は $\text{Fe}_2\text{O}_3 \cdot \text{H}_2\text{O}$ になる。そして、なるべく単純化した形で化学式を表すため、全体を2で割ると



になる。

(イ) 同イについて

否認、ないし争う。

原告は、「被告が主張する水和電子とは、一般に水と高エネルギーの放射線の作用で生じるものであり水道水の中で生じることはありえない(甲10の6頁、1.1.5)。」などと主張する。

しかし、原告が主張するように、水和電子は、水と高エネルギーの放射線の作用で生じるものに限らない。

この点、紫外線の作用でも水和電子が生じることが観測されている(乙18)。

イ 同(3)「(3) 実際に赤錆防止効果が得られている」に対して」について

否認、ないし争う。

まず、原告の主張は、「被告が主張する赤錆防止効果とは、配管内の断面の面積を基準とした閉塞率の縮小を意味していると思われる」とするが、被告において、パイプテクター設置により実際に赤錆防止効果が得られていることは、原告が上記主張する

① 内視鏡調査

内視鏡での閉塞率の縮小を確認すること

に限るものではない。

被告において、

② 採水調査

配管中の水を採水し、設置前後で水中の赤錆による鉄分値の減少を確認すること(乙1・5～9、13～16、18～21頁、乙16、乙21)

③ フィルター調査

蛇口にフィルターを取り付け、設置前後でフィルターに捕捉される赤錆の鉄分値の減少を確認すること(乙15)

④ 黒錆質量調査

配管を抜管し設置前後で配管内の赤錆に含まれる黒錆量の増加を確認すること(乙1・17頁、乙11、乙13、乙14、乙22)

なども行い、実際に赤錆防止効果が得られていることを確認している。

また、もとより、①内視鏡調査自体も、原告が主張するようなずれがないよう調査を行っている。

(2) 同 4 「4 原告が行ったとする「第 1 の実験」「第 2 の実験」をもとにする原告主張に理由はない」

ア 同(3)について

否認、ないし争う。

原告は、「長さ数センチ程度、直径 1～2 ミリ程度の釘(甲 5)による流水の変化を原因としてパイプテクターの効果がないことを主張するのであれば、乙 17 号証で示されている閉塞率が全く異なり流水状況も全く異なるはず」などと主張する。

しかし、被告の従前の主張の通り、パイプテクターは、剥離放電させるほどの水の運動(流れ)があり、こうした水の運動(流れ)と接触する錆の部分しか防錆効果は期待できない。

そして、乙 17 において内視鏡により調査した閉塞率のものは、配管の内側に沿うよう配管自体に付着(密着)した錆によるものである。

このため、配管内の水の運動(流れ)が、配管に沿うよう配管自体に付着(密着)した錆に接触することで、防錆効果が期待できる。

これに対して、原告が行ったとする第 1 の実験(鉄釘)、ないし第 2 の実験(鋼管(ニップル))において、鉄釘、ないし鋼管(ニップル)は配管内に配管とは別個の異物として留置されたものであり、配管に沿うよう配管自体に付着(密着)したものとは言えない。

このため、水道配管内に鉄釘(第 1 の実験)、ないし鋼管(ニップル)(第 2 の実験)を留置することで水の運動(流れ)を妨げることになり、鉄釘、ないし鋼管(ニップル)自体に接する水流は、水流の速度が低下し一旦水が止まる状態となって防錆効果が発揮されないものと考えられる。

2 同「第 2 被告第 2 準備書面に対する反論」(なお、「第 2」は「第 3」の誤記と思われる)における原告の主張について

(1) 同「3 構造について」

ア 同(2)について

後述するとおり、そもそも、パイプテクターの構造は、本件契約書の内容となっていない。

(2) 同「4 不法行為責任について」について

後述するとおり、そもそも、パイプテクターの構造は、本件契約書の内容となっていない。

3 同「第3 原告の主張」（なお、「第3」は「第4」の誤記と思われる）における原告の主張について

(1) 同「1 効果的側面から」について

否認、ないし争う。

なお、原告は、「核磁気共鳴を起こすのは奇数の原子番号の物質だけではなく偶数の電子番号をもつ原子核でも核磁気共鳴を起こすものはあり、奇数番号に限られているかのような説明は誤りである。」と主張する。

しかし、核磁気共鳴を起こすのは、原則として奇数の原子番号の物質であり、偶数の電子番号の物質で核磁気共鳴を起こすものは例外である。

すなわち、核磁気共鳴（NMR）現象は、陽子数・中性子数が偶数の核ではNMR現象は起きない。

そして、原子番号が偶数の炭素では98.894%、酸素では99.962%の核が陽子数と中性子数が偶数なので、原則としてNMR現象は起きない。

しかし、例外として、原子番号が偶数である炭素の1.106%、酸素の0.038%は核の陽子が偶数であるが、中性子が1つ多くて奇数のために、理論的には ^{13}C 、 ^{17}O の核にはNMR現象が生じる（乙19、乙20）。

(2) 同「2 構造的側面から」について

後述するとおり、そもそも、パイプテクターの構造は、本件契約書の内容となっていない。

第2 被告の主張等

1 効果があること

(1) 被告の従前の主張の通り、パイプテクターを設置することによって、配管内の赤錆閉塞が縮小改善し、ないしは鉄分値が減少しており、配管内の赤錆を防止する効果が得られている（以上、乙1・5～21頁、乙11～17）。

(2) この点、パイプテクターを設置することによって赤錆防止効果が得られていることは、日本を含めた世界各国で4400件以上の使用実績があり、前述のとおり、①内視鏡調査のみならず、②採水調査（配管中の水を採水し、設置前後で水中の赤錆による鉄分値の減少を確認すること（乙1・5～9、

13～16、18～21頁、乙16、乙21))、③フィルター調査(蛇口にフィルターを取り付け、設置前後でフィルターに捕捉される赤錆の鉄分値の減少を確認すること(乙15))、④黒錆質量調査(配管を抜管し設置前後で配管内の赤錆に含まれる黒錆量の増加を確認すること(乙1・17頁、乙11、乙13、乙14、乙22))などでも、実際に赤錆防止効果が得られていることを確認している。

- (3) このため、パイプテクターが給水管や空調冷温水配管内に発生する赤錆を抑制し、すでに存在する赤錆を不動態の黒錆に変えて配管を長期延命させる装置で、水と鉄の界面工学における還元作用を起こすものであることは、再現性が認められる(乙21～22)。

2 構造は本件契約の内容となっていないこと

(1) 原告の主張

原告は、

- ① 宣伝資料(甲4)に、パイプテクターが日本国特許第3952477号(以下、「本件特許」という)を取得していることが明示されていること
- ② 本件特許の内容が特許公報(甲8)に示され、その構造が図解されていること
- ③ 原告に設置されたパイプテクターの品番は「PT-75DS」であり、この品番は、設置契約書(甲2)、設置証明書兼製品保証書(甲3)及び宣伝資料(甲4)に記載されていること

から、原告に設置されたパイプテクターは、特許公報に示された構造を有するものであることを前提として契約され、設置されたもので、パイプテクターの構造が、本件契約の内容となっていると主張する(本件原告準備書面1・第2の3(2)・4～5頁)。

(2) 被告の主張

ア はじめに

上記(1)①～③は事実である。しかし、上記(1)①は、パイプテクターの効果を被告が原告に説明するための資料である。上記(1)②は、特許公報に構造を図示することが、どのような論理構成で、パイプテクターの構造を被告が原告に保証することになるかは、全く不明である。上記(1)③は、売買契約の商品の特定をしているものである。したがって、上記(1)①～③3つの事実があっても、そのことから、パイプテクターの構造が本件契約の内容となるとの原告の主張は、論理の飛躍が甚だしく失当である。

イ 製品説明の必要性

ある製品を購入する場合、購入者は当該製品の構造ではなく効果を求めている。そのため、販売者は、製品の構造を説明したとしても、構造自体を購入者に保証する意図で、構造を説明していない。何故効果があるかの説明として構造を説明しているのである。

パイプテクターは、「配管内での新しい錆の発生を止め、既存の赤錆を不動態の硬い黒錆に変えて配管を更正し、外部腐食が無い限り配管の長期延命を可能にします。」(甲4)という効果のある製品として販売している。したがって、パイプテクターを顧客に購入してもらうためには、何故、このようなことが可能になるかの説明が必要となる。その説明のために使用している資料の一つが、宣伝資料(甲4)である。

ウ 契約内容となるもの、ならないもの

説明を経て、顧客がパイプテクターの購入を決めれば、契約締結となり、契約書が作成される。しかし、いろいろな事実や意思が契約過程で表示されることはあるが、それが全て法律行為の内容となるわけではない。

一般に、契約締結に至るまでの、当事者双方のやりとりが全て契約内容となるものではない。契約締結に至るまでには、いろいろなやりとりがあるが、そのうち契約内容として合意された事項が契約書に規定されて契約内容となる。

エ 設置契約書(甲2)

設置契約書(甲2)には、パイプテクターの効果判定として効果有りとの判定ができなかった場合の返金については、規定(第7条及び第8条)がある。したがって、この規定に定めた効果有りとの判定ができなかった場合は、同じく規定に定めた内容の返金となされる。しかし、パイプテクターの構造を保証するとの規定は、設置契約書(甲2)にはない。設置契約書(甲2)に規定がないということは、特許公報(甲8)に示された構造を、被告が原告に保証することは、本件契約の内容となっていないのである。

また、被告は原告に対し、特許を取得していることの案内はあっても、特許公報(甲8)の内容は何ら説明していない。

この点からも、特許公報(甲8)に記載されている構造をパイプテクターが有していることを保証したとはいえない。被告が、宣伝資料(甲4)を用いて、パイプテクターの効果を説明したのは、上記イの趣旨である。

したがって、パイプテクターの構造は、契約内容とはならない。設置契約書（甲2）にパイプテクターの構造を保証する規定がないのは、当然である。

オ 再度原告の主張について

原告は、設置契約書（甲2）には、パイプテクターの構造を保証する規定はないが、被告は原告に対し、特許公報（甲8）に記載されている構造をパイプテクターが有していることを保証したと主張する。

このような主張は、不可能ではないかもしれない。しかし、通常の製品の構造を説明する趣旨には沿わない。かつ、設置契約書（甲2）の通常の読み方からは導かれない。

加えて、前述のとおり、被告は原告に対し、特許を取得していることの案内はあっても、特許公報（甲8）の内容は何ら説明していない。

この点からも、特許公報（甲8）に記載されている構造をパイプテクターが有していることを被告が原告に保証したとはいえない。

したがって、原告が、この主張を維持するのであれば、上記(1)①～③を超える事実を踏まえた主張が必要である。単に上記(1)①～③の事実を指摘することから、パイプテクターの構造が本件契約の内容となることはない。

カ 結 論

原告の不法行為責任及び契約不適合責任の主張は、被告が原告に対し、パイプテクターの構造を保証する合意があったことを前提としている。

しかし、上記のとおり、そのような合意はない。したがって、原告の主張はいずれも失当である。

以 上